

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	奄美市 児童扶養手当等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、児童扶養手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童扶養手当等に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

奄美市長

## 公表日

令和6年12月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当等に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している者に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行っている。</p> <p>手続については現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能で届出・申請書等の受領を行う。通知についても現行の郵送等以外にマイナポータルのお知らせ機能での通知を行うことができる。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行</li><li>②支給決定した額を年6回の定時支給および不定期での随時支給</li><li>③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定</li><li>④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施</li><li>⑤年齢到達による額改定異動</li><li>⑥サービス検索・電子申請機能で届出・申請書等の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知</li></ul>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項  (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部こども未来課長
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
-	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価実施機関における担当部署所属長	山田 和憲	上野 和夫	事後	人事異動
平成28年7月31日	4.②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第二 57項	(情報提供事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	事後	
平成28年7月31日	3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37項	①番号法第9条第1項 別表第一 37項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	
平成28年9月6日	4.②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 12,13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7項 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 関連情報-1.特定個人情報を取り扱う事務-②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している者に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行っている。</p> <p>主に以下の事務を行う。  ①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行  ②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給  ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定  ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施  ⑤年齢到達による額改定異動</p>	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している者に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行っている。</p> <p>また、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルを利用した、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知を行う。</p> <p>主に以下の事務を行う。  ①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行  ②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給  ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定  ④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施  ⑤年齢到達による額改定異動  ⑥マイナポータルにおけるサービス検索・電子申請</p>	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報-1.特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能		
平成29年6月8日	4.法令上の根拠	<p>(情報提供事務)  ①番号法第19条第7項 別表第二 12,13,16,26,30,47,64,65,87,116の項  ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2  (情報照会事務)  ①番号法第19条第7項 別表第二 57の項  ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条</p>	<p>(情報提供事務)  ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項  ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2  (情報照会事務)  ①番号法第19条第7号 別表第二 57の項  ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条</p>		
平成29年6月8日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	福祉政策課長 上野 和夫	福祉政策課長 石神 康郎	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月6日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年10月23日	I 関連情報－1.特定個人情報 を取り扱う事務－②事務の 概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している者に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行っている。</p> <p>また、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルを利用した、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知を行う。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <p>①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行</p> <p>②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給</p> <p>③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定</p> <p>④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施</p> <p>⑤年齢到達による額改定異動</p> <p>⑥マイナポータルにおけるサービス検索・電子申請</p>	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している者に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行っている。</p> <p>手続については「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)を利用してサービス検索の利用を行うことができる。現行の窓口や郵送での書類の受入以外に「鹿児島県電子申請共同運営システム」を利用した電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外に「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)のお知らせ機能で通知を行うことができる。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <p>①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行</p> <p>②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給</p> <p>③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定</p> <p>④児童扶養手当受給開始から5年を経過した受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施</p> <p>⑤年齢到達による額改定異動</p> <p>⑥マイナポータルにおけるサービス検索</p> <p>⑦鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請</p>	事後	
平成29年10月23日	I 関連情報－1.特定個人情報 を取り扱う事務－③システム の名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索機能(マイナポータル)、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、鹿児島県電子申請共同運営システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月23日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月23日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉政策課長 石神 康郎	福祉政策課長	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「児童扶養手当情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第 26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第 59条の2の2 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年12月24日条例第 27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条 (個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個 人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における 情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「児童扶養手 当情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第31条	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第 26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第 59条の2の2 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年12月24日条例第 27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条 (個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個 人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における 情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「児童扶養手 当情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第31条	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I-2-②事務の概要	-	「鹿児島県電子申請共同運営システム」に係る記述を削除。	事後	
令和6年12月2日	I-3法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 37項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	番号法第9条第1項 別表 56項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号 別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「児童扶養手当情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 57の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第31条	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項(情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	I-5-①部署	保健福祉部福祉政策課	保健福祉部こども未来課	事後	体制変更
令和6年12月2日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	基準日の変更
令和6年12月2日	Ⅳ-8 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-8 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	IV-11判断の根拠	-	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	事後	様式変更に伴うもの